

8. 鋼船規則検査要領 C 編における改正点の解説（タンカー等の歩路関連）

1. はじめに

平成 11 年 7 月 19 日付達第 31 号（外国籍船舶）及び達第 23 号（日本籍船舶）により、鋼船規則検査要領 C 編タンカー等の歩路に係わる規定の一部が改正された。以下、改正された検査要領について解説する。

2. 改正の背景

SOLAS II-1 章第 3-3 規則に、ケミカルタンカー及びガスキャリアを含むタンカー等に対して、居住区から船首部まで船員が安全に到達できる設備を設ける旨の規定（1998 年 7 月 1 日発効）が定められた。これを受け、IACS は、LL 条約での船員の保護に関わる規則と関連した IACS 統一解釈（Unified Interpretation；以下 IACS UI）LL50 を改正して具体的な設置位置と設備要件を明確化した（会誌 No.247,1999 参照）。この IACS UI LL50 では当初、乾舷の大きい船舶（指定夏期乾舷が A 型船舶として計算された最小夏期乾舷と船樓の標準高さとの和より大きい船舶）に

限定して、甲板下通路（Under deck Passage）を船首部への安全到達設備として認めていたが、1998 年 10 月の改正（IACS UI LL50 (Rev.4.1)）により、乾舷の小さい船舶に対しても甲板下通路を船首部への安全到達設備として認めることにした。

今回、この SOLAS II-1 章の改正に基づき鋼船規則の見直しを行うこととした。

3. 改正の内容

鋼船規則検査要領

C23.7 歩路

C23.7.2 タンカー等

表 C23.7.2-1「タンカー等の暴露甲板に設ける船員の往来を保護する設備」を改めた。その内容は、指定夏期乾舷が $A_f + H_s$ (A_f : A 型船舶として計算された最小夏期乾舷、 H_s : 船樓の標準高さの和) より小さい船舶に対しても甲板下通路を追加した。

9. 鋼船規則検査要領 C 編及び CS 編における改正点の解説 (貨物エリア内の最小開口寸法関連)

1. はじめに

1999 年 7 月 19 日付達第 31 号（外国籍船用）及び同日付達第 23 号（日本籍船用）により、鋼船規則検査要領 C 編及び CS 編が一部改正され、5000DWT 未満のタンカーの貨物エリア内における最小開口寸法の要件が改められた。以下、改正された規則について解説する。

2. 改正の背景

タンカーの貨物エリア内にある通行用開口については、自藏式呼吸具及び保護衣を装着した人間が支障なくどの梯子も昇降でき、かつ区画の底部から負傷者を容易に引き上げるのに十分なように鋼船規則 C 編 29 章に最小開口寸法を規定している。また、5000DWT 未満のタンカーにあつ

て、開口を通過したり又は負傷者を移動させることが十分可能である場合、強度上等の問題から最小開口寸法を軽減できるよう規定しているが、この場合の最小開口寸法が定められていなかった。今回、この寸法を規定する改正を行った。

3. 改正の概要

- (1) 規則 C 編 29.1.2-3.(4) 及び規則 CS 編 24.1.2-3.(4) にある 5000DWT 未満のタンカーに対する最小開口寸法の軽減について、その具体的な寸法を検査要領 S 編表 S3.4.4 の規定を準用することとした。
- (2) 検査要領 S 編表 S3.4.4 の表中の誤っていた箇所を修正した。

表 S3.4.4 小型船の通路の開口寸法

	対象区域	開口の最小寸法（単位：mm）
一体型タンク船	貨物タンク	H;600×600, V;600×800
	貨物タンクに隣接する空所*	H;500×500, V;500×650
	規則 S 編 15.12 の規定を適用される貨物及び毒性ガス検知を要求されている貨物を積むタンク隣接の WBT**	H;500×500, V;500×650
	貨物タンクに隣接する WBT（上覧に掲げる区域を除く。）	H;450×450, V;450×550
	貨物タンクに隣接する又は貨物ポンプ室直下の FOT	H;450×450, V;450×550
	貨物ポンプ室	H;600×600, V;600×800
独立型タンク船	貨物タンク	H;600×600, V;600×800
	貨物タンクに隣接する区画（検査時に人間が入り点検する構造の貨物タンクの周囲に限る。）	H;500×500, V;500×650 間隔 船底; 600, 船側; 450
	貨物タンクに隣接する区画（検査時にタンク持ち上げ等により必要な検査を行なう構造の貨物タンクの周囲に限る。）	最小寸法は要求しない。
	貨物タンク倉に隣接する空所*, WBT, FOT	H;450×450, V;450×550
	貨物ポンプ室	H;600×600, V;600×800

備考

* 空所には、コファダム、ボイドタンク、交通用トランク、パイプトンネル及び貨物室以外のポンプ室を含む。

** この WBT への唯一の通路に当たる WBT も含む。

10. 鋼船規則D編における改正点の解説 (高圧燃料油管に対する火災安全措置関連)

1. はじめに

1999年12月26日規則第59号により鋼船規則D編(外籍船舶用)の高圧燃料油管に対する火災安全措置に関する規定が一部改正された。以下、改正された規定について解説する。

2. 改正の背景

高圧燃料油ポンプと燃料噴射装置の間の高圧燃料油管に対する火災対策：

高圧燃料油ポンプと燃料噴射装置の間の高圧燃料油管に対する火災対策については、ディーゼル機関の構造要件としてD編2.5.4に規定しているが、D編2章の適応を受けるディーゼル機関以外のものについても SOLAS 条約上同要件が必要との考え方から、機関に対する一般的な火災対策としてD編1章に規定した。

現存船に対する火災対策：

可燃性油の飛散防止対策及び高圧燃料油ポンプと燃料噴射装置の間の高圧燃料油管に対する火災対策について SOLAS 条約 II-2 章 Reg.15.12 に規定されていることから、同規定をD編1章に規定した。

3. 改正の概要

3.1 D編 1章 通則

1.3.4 火災対策

3.として高圧燃料油ポンプと燃料噴射装置の間の高圧燃料油管に対する次の火災対策を規定した。

- (a) 高圧燃料油ポンプと燃料噴射装置の間の高圧燃料油管の損傷による漏油を保持する管被覆装置の備え付け。
- (b) 前(a)に規定する管被覆装置は、高圧燃料油管の外側に恒久的に取り付けたものであり、漏油を収集し、高圧燃料油管の損傷を知らせる警報を発するものとしている。なお、対象となる高圧燃料油管は外部取付物に限るとしており、当該管がディーゼル機関の外部に取り付けられたものではなく、万一の損傷の際に漏油が当該機関の外部に漏れ出さないような構造を有するディーゼル機関については、管被覆装置を義務づけないこととしている。さらに、「火災の危険性が十分低い設計、構造及び配置であると本会が認めた場合を除き、...」との免除規定を設けており、次のすべてを満たすディーゼル機関については、現段階において管被覆装置の備え付けを免除している。
- (i) A類機関区域以外に備え付けたディーゼル機関